

【内政：意見なし】秘密保全法制に係る検討資料等の協議について

岩浅 太一(副長官補本室)

送信日時: 2011年8月2日 17:42

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

内閣情報調査室 [redacted] 様

お世話になっております。

よろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房副長官補室

岩 浅 太 一

T E L : 03-5253-2111 (内線 [redacted])

(直通)

警 電 : [redacted]

F A X : [redacted]

E-mail : [redacted]

首相官邸ブログ「KAN-FULL BLOG」

<http://kanfullblog.kantei.go.jp/>

-----Original Message-----

From: 内調職員107(内閣情報調査室)

Sent: Monday, August 01, 2011 6:03 PM

To: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室); [redacted];

[redacted]; 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室);

[redacted]; 丸山 洋平(安危本室); [redacted]

Subject: 【照会】秘密保全法制に係る検討資料等の協議について

関係省庁等担当各位

いつも大変お世話になっております。

法制有識者会議の報告書については、7月27日に各省及び各有識者委員に送付し、最終的なご確認をお願いしているところですが、それと並行して、法制化に向けた作業も進めていきたいと考えております。

今般、秘密の範囲に関し、関係省庁との議論を踏まえて「別表案」を作成いたしましたので、ご意見等ございましたら、その理由と併せて、当方までご連絡をお願いいたします。

「別表案」につきましては、議論のたたき台として提示するものです。これを基に、実際に秘密を保有する各省庁等から建設的なご提案をいただき、最終的な「事項」を完成させたいという趣旨で今回の照会をさせていただきます。

したがって、ご意見等を提出される場合には、照会の趣旨をご理解いただき、その修正案に加えて、具体的にはどのような内容を本法制の秘密としたいのか、そして、それを秘匿する必要性は何かについて、具体的にご教示いただけますようお願いいたします。

また、今後の法制局等への説明資料として、

①「秘密保全法制の必要性について(案)」

②「秘密保全法制による保護の対象とすべき秘密の分野(案)」

を作成いたしました。「別表案」についての検討にも関連すると思われることから、「別表案」とあわせて送らせていただきます。ご意見等ございましたら、その理由とあわせてご連絡をお願いいたします。

上記の3件について、

8月15日正午までに、

当方まで、ご回答をお願いいたします。また、ご意見等なき場合も、その旨ご連絡をいただければ幸いです。

RE:【照会】秘密保全法制に係る検討資料等の協議について

八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

送信日時: 2011年8月2日 19:28

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

内調
様

お世話になっております。

河相補室の八幡浩紀です。

宜しくお願い申し上げます。

八幡浩紀拝

-----Original Message-----

From: 内調職員107(内閣情報調査室)

Sent: Monday, August 01, 2011 6:03 PM

To: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室);

; 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室);

; 丸山 洋平(安危本室);

Subject: 【照会】秘密保全法制に係る検討資料等の協議について

関係省庁等担当各位

いつも大変お世話になっております。

法制有識者会議の報告書については、7月27日に各省及び各有識者委員に送付し、最終的なご確認をお願いしているところですが、それと並行して、法制化に向けた作業も進めていきたいと考えております。

今般、秘密の範囲に関し、関係省庁との議論を踏まえて「別表案」を作成いたしましたので、ご意見等ございましたら、その理由と併せて、当方までご連絡をお願いいたします。

「別表案」につきましては、議論のたたき台として提示するものです。これを基に、実際に秘密を保有する各省庁等から建設的なご提案をいただいて、最終的な「事項」を完成させたいという趣旨で今回の照会をさせていただきます。

したがって、ご意見等を提出される場合には、照会の趣旨をご理解いただき、その修文案に加えて、具体的にはどのような内容を本法制の秘密としたいのか、そして、それを秘匿する必要性は何かについて、具体的にご教示いただきますようお願いいたします。

また、今後の法制局等への説明資料として、

①「秘密保全法制の必要性について(案)」

②「秘密保全法制による保護の対象とすべき秘密の分野(案)」

を作成いたしました。「別表案」についての検討にも関連すると思われることから、「別表案」とあわせて送らせていただきます。ご意見等ございましたら、その理由とあわせてご連絡をお願いいたします。

上記の3件について、

8月15日正午までに、

当方まで、ご回答をお願いいたします。また、ご意見等なき場合も、その旨ご連絡をいただければ幸いです。

なお、法案化作業については、今後開催される検討委員会の決定により開始される予定ですので、資料の取扱いについてはくれぐれもご注意願います。

また、検討委員会につきましては、お盆前に開催される可能性があります。日程については、改めてご連絡いたします。

番号	分類(事項)	具体例
15	外交の用に供する暗号その他13に掲げる情報の伝達の用に供する暗号	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外交暗号 ○ 情報収集衛星システムにおいて使用する暗号

16	テロリズムその他の公共安全と秩序に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画又は研究	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重大テロが発生したときの警察庁及び都道府県警察における対応要領 ○ 重大テロ発生時における諸外国の対応要領を踏まえた研究 ○ テロ対処部隊・特殊警備隊の運用要領
17	公共安全と秩序の維持に関し収集した国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動に関する重要な情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国政府等による対日有害活動に関する内部情報等 ○ 国際テロ組織によるテロ関連活動に関する内部情報等 ○ 極左暴力集団・右翼等によるテロ等の暴力的活動に関する内部情報等 ○ 内閣情報会議が決定した情勢認識 ○ 合同情報会議が決定した情報評価書 ○ 情報収集衛星により入手した画像情報及びその分析成果
18	17に掲げる情報の収集整理又はその能力	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記項目の情報の収集整理に関する活動状況、態勢、方法、計画等及び収集能力 ○ 内閣情報会議が決定した重点事項 ○ 画像情報収集重点、撮像重点、撮像計画 ○ 撮像能力その他の情報収集衛星システムの性能
19	公共安全と秩序の維持の用に供する暗号その他17に掲げる情報の伝達の用に供する暗号	<ul style="list-style-type: none"> ○ テロ対処部隊がテロ対処時において用いる暗号 ○ 警察庁と都道府県警察の間、公安調査庁本庁と公安調査局の間等における重要な情報の伝達に用いる暗号 ○ 情報収集衛星システムにおいて使用する暗号

(外交機密の分野)



(公安庁)Re:【照会】秘密保全法制に係る検討資料等の協議について

[Redacted]

送信日時: 2011年8月15日 11:04

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

CC: [Redacted]

内閣情報調査室総務部

[Redacted]

平素大変お世話になっております。公安調査庁の[Redacted]です。

[Redacted]

よろしく申し上げます。

〒100-0013

東京都千代田区霞ヶ関1-1-1

公安調査庁総務部総務課審理室

室長補佐 [Redacted]

Tel 03-3592-5711 (Ex [Redacted])

(直通)

Fax [Redacted]

e-mail [Redacted]

[Redacted] wrote:

> 関係省庁等担当各位

>

> いつも大変お世話になっております。

>

> 法制有識者会議の報告書については、7月27日に各省及び各有識者委員に送付し、最終的なご確認をお願いしているところですが、それと並行して、法制化に向けた作業も進めていきたいと考えております。

> 今般、秘密の範囲に関し、関係省庁との議論を踏まえて「別表案」を作成いたしましたので、ご意見等ございましたら、その理由と併せて、当方までご連絡をお願いいたします。

> 「別表案」につきましては、議論のたたき台として提示するものです。これを基に、実際に秘密を保有する各省庁等から建設的なご提案をいただいて、最終的な「事項」を完成させたいという趣旨で今回の照会をさせていただいております。

> したがって、ご意見等を提出される場合には、照会の趣旨をご理解いただき、その修正案に加えて、具体的にはどのような内容を本法制の秘密としたいのか、そして、それを秘匿する必要性は何かについて、具体的にご教示いただけますようお願いいたします。

>

> また、今後の法制局等への説明資料として、

> ①「秘密保全法制の必要性について(案)」、

> ②「秘密保全法制による保護の対象とすべき秘密の分野(案)」

> を作成いたしました。「別表案」についての検討にも関連すると思われることから、「別表案」とあわせて送らせていただきます。ご意見等ございましたら、その理由とあわせてご連絡をお願いいたします。

>

> 上記の3件について、

>

> 8月15日正午までに、

>

> 当方まで、ご回答をお願いいたします。また、ご意見等なき場合も、その旨ご連絡をいただければ幸いです。

>

> なお、法案化作業については、今後開催される検討委員会の決定により開始される予定ですので、資料の取扱いについてはくれぐれもご注意願います。

>

> また、検討委員会につきましては、お盆前に開催される可能性があります。日程については、改めてご連絡いたします。

Re: 【照会】秘密保全法制に係る検討資料等の協議について

角田 亨

送信日時: 2011年8月15日 11:16

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

内閣官房内閣情報調査室総務部 様

いつも大変お世話になっております。

よろしくお願いたします。

wrote:

> 関係省庁等担当各位

> いつも大変お世話になっております。

> 法制有識者会議の報告書については、7月27日に各省及び各有識者委員に送付し、最終的なご確認をお願いしているところですが、それと並行して、法制化に向けた作業も進めていきたいと考えております。

> 今般、秘密の範囲に関し、関係省庁との議論を踏まえて「別表案」を作成いたしましたので、ご意見等ございましたら、その理由と併せて、当方までご連絡をお願いいたします。

> 「別表案」につきましては、議論のたたき台として提示するものです。これを基に、実際に秘密を保有する各省庁等から建設的なご提案をいただいて、最終的な「事項」を完成させたいという趣旨で今回の照会をさせていただきます。

> したがって、ご意見等を提出される場合には、照会の趣旨をご理解いただき、その修文案に加えて、具体的にはどういう内容を本法制の秘密としたいのか、そして、それを秘匿する必要性は何かについて、具体的にご教示いただきますようお願いいたします。

> また、今後の法制局等への説明資料として、

> ①「秘密保全法制の必要性について(案)」、

> ②「秘密保全法制による保護の対象とすべき秘密の分野(案)」

> を作成いたしました。「別表案」についての検討にも関連すると思われることから、「別表案」とあわせて送らせていただきます。ご意見等ございましたら、その理由とあわせてご連絡をお願いいたします。

> 上記の3件について、

8月15日正午までに、

> 当方まで、ご回答をお願いいたします。また、ご意見等なき場合も、その旨ご連絡をいただければ幸いです。

> なお、法案化作業については、今後開催される検討委員会の決定により開始される予定ですので、資料の取扱いについてはくれぐれもご注意願います。

> また、検討委員会につきましては、お盆前に開催される可能性があります。日程については、改めてご連絡いたします。

> ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

> ****

> 内閣官房内閣情報調査室総務部

> (直)

> Fax 03-3592-2307

> ****

法務省刑事局公安課

公安労働係長 角田(かくた) 亨

TEL 03-3580-4111 (内線)

03-3592-7059 (公安課直通)

E-Mail:

番号	分類(事項)	具体例
----	--------	-----

(外交機密の分野)

